

3

～自転車交通安全教育の時間～

チリリン・タイム

標識を覚えよう！



「普通自転車等及び
歩行者等専用」

この標識のある歩道では、
普通自転車はその歩道を通
行することができる。
(歩行者優先)



「警笛鳴らせ」

この標識のある区間では、警
音器を鳴らさなければなら
ない。



「一方通行」

この標識のある道路で
は、矢印の方向にしか通
行できない。



「車両進入禁止」

この標識のある道路に、車両
は進入してはならない。
(※一方通行の道路の出口にある)

『補助標識』・・・本標識の意味を補足する標識のこと

本標識：指定方向外通
行禁止

補助標識：8時から20
時までの間

=8時から20時まで
の間はその指定され
た方向以外に進行して
はならない



8 - 20

本標識

補助標識



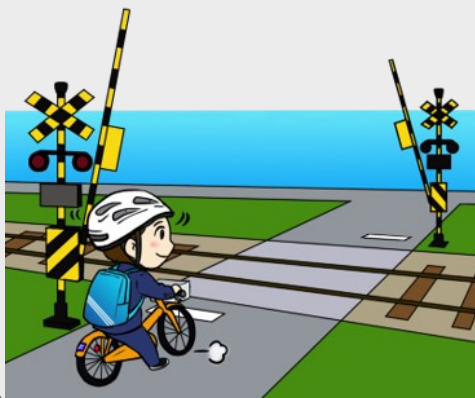
軽車両を除く

本標識：歩行者等専用

補助標識：軽車両を除く

=歩行者のための道路な
ので、車両は通行する
ことができないが、軽車両
は通行することができる

「踏切」



踏切を通過しようとするときは、踏切の直
前で停止し、安全確認をした後でなければ進
行できません。自転車で通過の際は、降りて押
しながら通行しましょう。

★踏切の遮断機が閉じようとしているとき
や閉じているとき、警報機が鳴っている間は、
絶対に踏切に入ってはいけません。

過去の
バックナンバーは
こちら！

